

久喜市議会

令和5年11月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和5年12月12日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 36 号 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について】

通告第 1 号	猪股 和雄	議員	1
通告第 2 号	大橋きよみ	議員	1
通告第 3 号	山田 正義	議員	1
通告第 4 号	田村 栄子	議員	1
通告第 5 号	川辺 美信	議員	2
通告第 6 号	渡辺 昌代	議員	2
通告第 7 号	春山 千明	議員	3
通告第 10号	杉野 修	議員	3
通告第 11号	奈良 政宏	議員	3

【議案第 41 号 久喜市部設置条例の一部を改正する条例】

通告第 1 号	猪股 和雄	議員	5
通告第 5 号	川辺 美信	議員	5
通告第 6 号	渡辺 昌代	議員	6
通告第 9 号	貴志 信智	議員	6

【議案第 42 号 久喜市行政センター設置条例】

通告第 1 号	猪股 和雄	議員	7
通告第 8 号	石田 利春	議員	7

【議案第 43 号 久喜市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 8 号	石田 利春	議員	8
---------	-------	----	-------	---

【議案第 44 号 久喜市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号	川辺 美信	議員	9
通告第 10号	杉野 修	議員	9

【議案第 45 号 久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を廃止する条例】

通告第 10号	杉野 修	議員	10
---------	------	----	-------	----

【議案第 47 号 久喜市運賃協議会条例】

通告第 5 号	川辺 美信	議員	11
---------	-------	----	-------	----

【議案第 48 号 久喜市廃棄物の処理及び再利用に関する条例】

通告第 1 号 猪股 和雄 議員	12
通告第 6 号 渡辺 昌代 議員	12

【議案第 53 号 指定管理者の指定について（久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B&G海洋センター及び有料公園施設等）】

通告第 7 号 春山 千明 議員	13
------------------	----

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

- (1) P22 本庁舎の電話交換機改修工事 4037 万円、電話交換機設定変更業務委託料 319 万円。
改修工事と業務委託の内容と理由を説明されたい。

日常的に（特に朝夕の時間帯など）に、「ただいま電話がたいへん混み合っております。しばらくこのままでお待ちください」というメッセージがひんぱんに流されているが、現状認識を問う。改善すべきだがいかがか。

本庁舎に電話して、総合支所の〇〇課につなぐよう求めると、支所の電話交換に繋がって再度要件を説明しなければならない場合がまだある。改修工事により直接、〇〇課につなぐようにできないか。

○ 通告第2号 大橋 きよみ 議員

- (1) P40 3 項 中学校費 3 目 学校建設費

3 中学校屋内運動場空調設備整備事業

ア 市内全中学校の体育館に空調設備を設置するための設計業務費との説明だが、事業期間が令和6年9月完了予定となっている。設計から工事完了予定までのスケジュールを伺う。

イ 国庫補助金の活用について伺う。

○ 通告第3号 山田 正義 議員

- (1) P40 10 款 教育費 5 項 社会教育費

11 いいきき活動センターしずか館解体事業

ア スケジュールについて伺う。

イ アスベストが含有されていた場合の対応について伺う。

○ 通告第4号 田村 栄子 議員

- (1) P30 民生費 児童福祉総務費 赤ちゃんスマイル祝金支給事業

報償費 84 万円に該当する支給対象児童第 1 子から第 5 子の人数を伺う。

- (2) P36 土木費 街路事業費 佐間・八甫線整備事業

ア 土地購入費として計上した 933 万 5 千円はどの場所にあたるのか伺う。

イ この土地を取得した後も未購入土地は残っているのか。残っているとすれば、筆数と面積を伺う。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

(1) P24~25 9 コミュニティ施設管理事業

概要には建築基準法第12条等の点検による是正箇所の改修工事等とあります。久喜東コミュニティセンター、鷺宮中央コミュニティセンター、鷺宮西コミュニティセンターの外壁改修工事・屋上防水工事の設計業務委託の内容と今後のスケジュールをお伺いします。

(2) P26~27 3 戸籍事務事業

P26~27 4 住民基本台帳事務事業

説明には戸籍総合事務処理システム改修業務委託料、住民情報システム改修業務委託料とあります。これは、国の「氏名の振り仮名法制化に伴う住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム」に合わせた改修だと認識しています。そこで、次の項目をお伺いします。

ア システム改修の内容と今後のスケジュールをお伺いします。

イ 振り仮名を登録する際の流れについて説明して下さい。

ウ すでに戸籍に記載されている者には、書面又はマイナポータルによる氏名の振り仮名を届出とあります。市民に対して振り仮名の届出を求めることになるのかお伺いします。また、その際のスケジュールをお伺いします。

(3) P38~39 17 共同オンライン分教室事業

目的には不登校等の生徒に多様な学習の場を提供し、学習支援を行うとあります。そこで次の項目をお伺いします。

ア 「仮想空間を利用した学習環境を整備し」とはどのようなものか説明して下さい。

イ 現在の不登校等の生徒を対象とした、オンライン授業との違いをお伺いします。

ウ ライセンス使用料についてお伺いします。

エ 今後の運用方針をお伺いします。

(4) P38~39 2 小学校維持管理事業

P40~41 2 中学校維持管理事業

概要には小・中学校の防火シャッター改修工事の設計業務と消防設備等の改修工事とあります。対象校と改修対象及びスケジュールをお伺いします。

(5) P40~41 11 いきいき活動センターしずか館解体事業

しずか館の解体後の跡地活用方針をお伺いします。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

(1) P6 債務負担行為 余熱利用施設等設計建設モニタリング等業務委託

どのように行うのか、内容説明を求める。

(2) P7 債務負担行為 中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託

令和6年度分と聞いたが、P41の補正予算の中学校屋内運動場空調設備設置工事設計業務委託料の令和5年度分と合わせて、どのようにすみわけて行うのか、委託事業者、スケジュール、導入空調機等説明を求める。

- (3) P22 総務費 6 財産管理費 2 本庁舎管理事業
執務室改修工事 なぜ改修が必要なのか。どのように改修するのか伺う。
- (4) P38 教育費 2 小学校費 2 小学校維持管理事業
ア 防火シャッター改修工事設計業務委託料について、該当の学校と改修内容を伺う。
イ 緊急建築設備・防火設備・消防設備改修工事について、該当の学校と改修内容についてそれぞれ伺う。また、アとの差は何か。緊急とはどういうことか説明を求める。
- (5) P40 教育費 3 中学校費 2 中学校維持管理事業
緊急建築設備・防火設備・消防設備改修工事について、該当の学校と改修内容についてそれぞれ伺う。また、久喜中学校の防火シャッター改修工事設計業務委託料との違いについて、伺う。

○ 通告第7号 春山 千明 議員

- (1) 教育費について
ア P38 3 教育指導費、7 児童生徒安全事業、遊具等設置工事とあるがどのような内容か。また安全に問題があつての工事なのか。さらに学校全体の遊具の安全確認、対策は進めているのか、手付かずなのか伺う。
イ P38 3 教育指導費、17 共同オンライン分教室事業、ライセンス使用料の内容と、仮想空間における学習環境とはどういうもので現状と今後の事業展開はどういうものなのか伺う。

○ 通告第10号 杉野 修 議員

- (1) P26-P27 2 款 総務費 戸籍住民基本台帳費
ア 「氏名の振り仮名法制化」による改正のための予算だが、戸籍法、住民基本台帳法やマイナンバー法その他に影響する法令にはどんなものがあるか伺う。
イ 期限は、法律公布から2年以内に施行なので、周知・工夫の余地があるが、なぜ急ぐのか伺う。
ウ 最近の氏名の読み方は、本人しか知り得ないこともある。作業の二度手間を防ぐためにも、難解な読み方などについては、市民から届け出ていただくことも有効ではないか伺う。
エ この法改正ではいずれ、マイナンバーカードに「ローマ字」が記載されるというが、もしもカードを紛失すると、個人を識別できる情報を提供することにも成り得るのでマイナンバー法の趣旨に反することにならないか伺う。
オ 今後「氏名の読み方の変更」はできるか。またそれは、どのような方法によるか伺う。

○ 通告第11号 奈良 政宏 議員

- (1) P40 教育費 社会教育費 社会教育総務費
いきいき活動センターしずか館解体事業

- ア 会議室、体育館の貸出休止から解体工事までの間、建物周辺に安全対策用の囲いを設置
となっているが、どのように囲う予定なのか伺う。
- イ 事業のスケジュールを伺う。

○ 通告第 1 号 猪股 和雄 議員

- (1) 健康スポーツ部の各地区保健センターから母子保健業務を切り離して、こども未来部のこども家庭保健課（こども家庭センター）に移行する。

各地区には母子保健に係る担当部署・職員はいなくなるということか。

これまで妊婦・新生児・乳児の全戸家庭訪問などを各地区保健センターを拠点に地域密着で行ってきたが、そのような体制はなくなるということか。どのように実施していくか。

本庁舎のこども家庭保健課（こども家庭センター）に保健師の配置は何人を予定しているか。現在は各保健センターに母子保健を担当している保健師はそれぞれ何人か。

- (2) 総務部庶務課の管財係を管財課に格上げして、管財係を置くことになるが、管財係の体制と権限は変わらないのか、変わる（強化される）のか。

2021 年以前の管財事務は、財政部（総合政策部）管財課・アセットマネジメント推進課で、財政部門に置かれていた。近年の公共施設の老朽化による諸問題の解消は、財政的にも優先課題と位置づけるべきであり、財政課・アセットマネジメント推進課と一体的に取り組むためにも、総合政策部に置くべきではないか。

- (3) これまでの市民部消防防災課危機管理係を、「危機管理課」として、また総務部市政情報課広報広聴係、環境経済部ブランド推進課ブランド推進係等のマーケティングに特化した「シティセールス課」を、市長公室に設置する意味を説明されたい。

現在の体制で問題があるのか、または問題が指摘されているのか。

現在の各部にある体制でも市長のコントロールに問題はないはずだが、これらを市長公室に設置して「市長直属」にするメリットは何か。

- (4) 建設部都市整備課住宅係と市民部交通企画課を統合して、市民部交通住宅課とする意義を説明されたい。「交通」と「住宅」行政の共通項は何か。

○ 通告第 5 号 川辺 美信 議員

- (1) 令和 6 年度の組織機構改革について、次の項目をお伺いします。

ア 現在、各総合支所にある菖蒲高齢者・介護保険係、栗橋高齢者・介護保険係、鷲宮高齢者・介護保険係が無くなっています。新たな行政センターにおいて高齢者・介護保険の相談などはどこで受けるのかお伺いします。

イ 保育幼稚園課は、厚労省の保育園と文科省の幼稚園で所管も補助金など違いがあります。教育委員会が所管する幼稚園業務を補助執行するとありますが、補助執行とは何を指すのかお伺いします。また、人員配置にあたっては、現在の学務課幼稚園担当がそのまま異動するとの考えで良いのかお伺いします。

ウ 保健センターは中央保健センターと栗橋保健センターに集約し、菖蒲保健センターと鷺宮保健センターは無人化されます。市民サービスと健康維持増進のために、これまで実施していた成人に対する検診や健康指導は4カ所で実施するとのことですが、菖蒲保健センターと鷺宮保健センターで実施する予定の検診の種類と回数及び日数、健康指導の種類と回数及び日数をお伺いします。また、菖蒲・鷺宮地区の住民からの相談などについては、それぞれの保健センターで受け付けることになるのかお伺いします。

○ 通告第6号 渡辺 昌代 議員

- (1) 「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、課が増設されることについて
 - ア 増設される課の所掌事務について説明を求める。
 - イ こども未来部の課の増設は、当然職員体制の強化になると考えられるが、今年度と来年度ではどのような体制増となるのか伺う。
 - ウ こども未来部が細分化されることは、子どもを育てている世代が相談に来たときに、たらい回しになりはしないか。一カ所で説明できるのか伺う。
- (2) 「久喜ブランド推進課」を「商工観光課」に戻す理由を伺う。また、「シティセールス課」との違い、所掌事務についても説明を求める。

○ 通告第9号 貴志 信智 議員

- (1) 今回の組織機構改革は、これまで議論されてきた人員が不足する部署への人員充足にも寄与するものか伺う。
- (2) 学校修繕は喫緊の課題である。これまでの議会の議論では、担当課の人員不足も確認されている。今回の組織機構改革を通じて、教育総務課と比較して学校施設課はどの程度増員する計画か伺う。
- (3) 組織機構改革に伴って、本庁舎整備推進室が設置される。配置人員と想定される業務を伺う。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

(1) 行政センターの事務分掌は、現在は市民課・各地区市民係、各総合支所の総務管理課の中の総務係、人権推進係、地域振興係となっている。

機構改革後の行政センターは、総務・人権係、地域振興係、市民係となる。

ア 現在の各地区市民係の事務分掌は、センターの市民係と同じか。現在支所で扱っている各種証明などの手続きは、センターの市民係にすべて引き継ぐということでよいか。

イ 現在の人権推進係、地域振興係の事務分掌は、すべてセンターの総務・人権係、地域振興係に引き継ぐということでよいか。

ウ これまでの総合支所と行政センターで、事務分掌で変わるものを説明されたい。職員配置（各係の人数）が変わるところがあれば説明されたい。

○ 通告第8号 石田 利春 議員

(1) 現在、各総合支所において実施している業務で変わるものは何か。また、新しく実施されるものについて説明を求める。

(2) 現在、各総合支所に配置されている、人員の配置はどのように変わるのか。役職、人数はどのようになるのか説明を求める。

(3) 各地区の「福祉係」等における窓口業務に変化はなく、各総合支所の窓口で対応できたものは、すべて引き継がれると考えてよいか。

介護保険についての問い合わせ、相談はどのようになるのか。

(4) 各総合支所に配置されている、社会福祉協議会についての変更はないととらえて良いか。

○ 通告第8号 石田 利春 議員

- (1) PFI 等審査委員会において民間事業者を選定した場合、指定管理者の指定の手続きは、しないことにするとの説明であるが、PFI 事業を進める場合、公の施設の建設、整備のみを実施し、運営は別の事業者が担う場合があると考えますが、そのような場合はどうなるのか。
- (2) PFI 事業者を選定するにあたって、指定管理者を選定する際の審査基準と違う部分はないのか伺う。
- (3) PFI 事業者においては、今後指定管理者と同様に毎年事業についての評価を受けることになると考えてよいか伺う。

○ 通告第 5 号 川辺 美信 議員

- (1) 参考資料には、マイナンバーの独自利用事務として、久喜市子ども医療費支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務を追加するとあります。追加する理由をお伺いします。また、マイナ保険証を持たない（持てない）場合の取り扱いはどのように行うのかお伺いします。

○ 通告第 10 号 杉野 修 議員

- (1) この改正後「こども医療費支給」、「ひとり親医療費支給」、「重度心身障害者医療費支給」「在宅重度心身障害者手当の支給」の対象者数、情報連携を行う見込数を伺う。
- (2) 久喜市における独自利用事務の合計数を伺う。
- (3) 今までマイナ保険証をめぐるさまざまトラブルがあったが、そのことを受けて今回、新たに補完・補強した安全対策はどのようなことがあるか伺う。

○ 通告第10号 杉野 修 議員

- (1) 本条例は、当初「感染症予防対策」、「地域経済対策等に要する経費」に充てるとされた。今回の提案説明では「新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し緩和した」あるいは「基金も減少してきた」と基金廃止の理由が述べられたが、最終的な事業評価は行わないのか伺う。
- (2) 新型コロナに関しては、5類に移行後の追跡調査はしておらず、特別の対策も取っていない。5類移行後も、夏場に感染者数が増加し、流行といえる状況となった。また、11月末から徐々に感染者数が増加傾向にあるようである。このような状況で、当該基金を廃止することに問題はないのか。
- (3) 基金の「役割は終わった」とのことであるが今後、再開はしないということで良いのか伺う。

○ 通告第5号 川辺 美信 議員

(1) 市が運行する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を協議することについて次の項目をお伺いします。

ア 協議会は常設し、定期的に協議を行う組織なのかお伺いします。

イ 議案詳細説明で、協議する運賃は、市内循環バスとデマンド交通でしたが、くきふれあいタクシー（補助タク）の利用者支払額は対象とならないのかお伺いします。対象とならない場合、利用者支払額の改訂の議論はどこで行うのかお伺いします。

ウ 運賃を改定する場合、どのような条件（人件費、燃料費）を想定しているのかお伺いします。

○ 通告第 1 号 猪股 和雄 議員

(1) 第 15 条で、「前条（14 条）第 2 項又は第 3 項の規定に違反」しているときに「勧告」しているが、衛生組合の現行条例は「前条（12 条）第 1 項から第 3 項に違反」しているときとなっている。第 1 項を除いた理由を説明されたい。

1 項は「市長の指導に従い、廃棄物の分別の推進及び再利用の促進により、事業系一般廃棄物を減量しなければならない」という根幹規定であり、これに違反したときに「勧告」できないというのでは、大量排出事業者への指導権限の骨抜きである。いかがか。

第 16 条の「搬入停止」も、14 条 1 項の減量義務に違反したことについては命令できないことになるが、いかがか。

(2) 衛生組合の現行条例第 14 条「受入拒否」を、16 条「搬入停止」に変えた理由を説明されたい。

○ 通告第 6 号 渡辺 昌代 議員

(1) 「目的」について現在の久喜宮代衛生組合の条例では「資源が循環して利用されるまちづくりを図ることを目的とする」となっていたが、この条例では「資源循環の促進を図ることを目的とする」に変更されている。説明されたい。

(2) ア 第 7 条において久喜市廃棄物減量等推進審議会の審議委員の構成について書かれているが、現在の条例にある①住民組織の代表者②商工業関係者がなくなり、①公募による市民②地域の代表者③市内の公共的団体等の代表者となった。それはなぜか理由を伺う。
②の地域の代表者③市内の公共的団体等の代表者とはどのような方を想定しているのか伺う。また、それぞれ（1）から（6）まで委員の人数構成を伺う。

イ これまで、ごみの処理についての根本を検討した「久喜市ごみ処理検討委員会」では委員の中に、久喜市が進めて来たプラごみの資源化を止めさせ燃やすことを主張する方が居た。この条例はあくまでも、再利用に関して、再利用を推進して行くものと捉え委員の委嘱に当たると考えて良いのか伺う。

(3) 第 8 条には市は「再利用の推進等により、廃棄物の減量に努めなければならない」とあるが、新ごみ処理施設では、「再生利用できる粗大ごみのリユースはしない、破壊してゴミにする」との説明を聞いてきたが、この条文は絵空事になっているのではないか。どういうことを想定して再利用としているのか伺う。

議案第53号	指定管理者の指定について（久喜市総合体育館、久喜市立体育施設、久喜市栗橋B & G海洋センター及び有料公園施設等）
--------	---

○ 通告第7号 春山 千明 議員

- (1) 今回指定管理者としての「久喜健幸スポーツパートナーズ」は、主体は現在の毎日興業株式会社で、管理すべき施設は久喜市のスポーツ施設全般という事で、今までの経験等が活かされると考える。しかしこれらの施設は今後、大きく変わることになっているが（久喜市総合運動公園の大規模な改修、プール施設等）、その変化にうまくつなげられる指定と考えていいのか伺う。
- (2) 当然ながら指定管理者指定は議会での議決が必要だが、指定管理者となった管理者には何をどう取り組んでいるのかを市にはどのように報告をさせるのか伺う。